

第四百四条の次に次の一条を加える。
(具体的態様の明示義務)

第四百四条の二 特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟において、特許権者又は専用実施権者が侵害の行為を組成したものと主張する物件又は方法の具体的態様を否認するときは、相手方は、自己の行為の具体的態様を明らかにしなければならぬ。ただし、相手方において明らかにすることができない相当の理由があるときは、この限りでない。

第五百五条の見出しを(書類の提出等)に改め、同条中「申立」を「申立て」に改め、対し、の下に「当該侵害行為について立証するため、又は」を加え、同条に次の二項を加える。

2 裁判所は、前項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、書類の所持者にその提示をさせることができる。この場合においては何人も、その提示された書類の開示を求めることができない。

3 前二項の規定は、特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟における当該侵害行為について立証するため必要な検証の目的の提示について準用する。

第五百五条の次に次の二条を加える。
(損害計算のための鑑定)

第五百五条の二 特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟において、当事者の申立てにより、裁判所が当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な事項について鑑定を命じたときは、当事者は、鑑定人に対し、当該鑑定をするため必要な事項について説明しなければならない。

(相当な損害額の認定)

第五百五条の三 特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟において、損害が生じたことが認められる場合において、損害額を立証するために必要な事実を立証することが当該事実の性質上極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができる。

第七百七条第一項の表中「千四百円」を「千二百円」に、「二千円」を「千六百円」に、「四千二百円」を「三千二百円」に、「八千四百円」を「六千四百円」に改める。
第九百九条を次のように改める。

(特許料の減免又は猶予)

第九百九条 特許庁長官は、次に掲げる者であつて資力に乏しい者として政令で定める要件に該当する者が、特許料を納付することが困難であると認めるときは、政令で定めるところにより、第七百七条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

一 その特許発明の発明者又はその相続人
二 その特許発明が第三十五条第一項の従業者等がした職務発明であつて、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を承継させることが定められている場合において、その従業者等から特許を受ける権利を承継した使用者等

第九百九条の次に次の一条を加える。
(審判書記官)

第九百九条の二 特許庁長官は、各特許異議申立事件について審判書記官を指定しなければならない。

第二百四十四条の二第三項から第五項までの規定は、前項の審判書記官に準用する。

第二百二十条の四第三項に後段として次のように加える。

この場合において、第二百二十六条第四項中「第一項ただし書第一号及び第二号の場合には」とあるのは、「特許異議の申立てにおいては、特許異議の申立てがされていない請求項についての訂正であつて、第二百二十条の四第二項ただし書第一号又は第二号の場合には」と読み替へるものとする。

第三百三十四條第五項に後段として次のように加える。

この場合において、第二百二十六条第四項中「第一項ただし書第一号及び第二号の場合には」とあるのは、「第二百二十三条第一項の審判においては、同項の審判の請求がされていない請求項についての訂正であつて、第三百三十四条第二項ただし書第一号又は第二号の場合には」と読み替へるものとする。
第四百四十四條の次に次の一条を加える。

(審判書記官)

第四百四十四條の二 特許庁長官は、各審判事件(第六十二條の規定により審査官がその請求を審査する審判事件にあつては、第六百六十四條第三項の規定による報告があつたものに限る。)について審判書記官を指定しなければならない。

2 審判書記官の資格は、政令で定める。

3 特許庁長官は、第一項の規定により指定した審判書記官が審判に関与することに故障があるときは、その指定を解いて他の審判書記官を指定しなければならない。

4 審判書記官は、審判事件に関し、調書の作成及び送達に関する事務を行うほか、審判長の命を受けて、その他の事務を行う。

5 第三十九條(第六号を除く。)及び第四百十條から前条までの規定は、審判書記官に準用する。この場合において、除外又は忌避の申立てに係る審判書記官は、除外又は忌避についての審判に関与することができない。

第九百九条第一項中「特許庁長官が指定する職員は、審判長の命を受けて」を「審判書記官は」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 審判書記官は、前項の調書の作成又は変更に関し、審判長の命令を受けた場合において、その作成又は変更を正当でないと認めるときは、自己の意見を書き添へることができ

る。

第九百九条第四項中「申立」を「申立て」に改め、審判官」の下に「及び審判書記官」を加える。

第九百九条第三項中「第五十一條」の下に「及び第六十七條の三第二項」を加える。

第六百六十八條に次の二項を加える。

3 裁判所は、特許権又は専用実施権の侵害に関する訴えの提起があつたときは、その旨を特許庁長官に通知するものとする。その訴訟手続が完結したときも、また同様とする。

4 特許庁長官は、前項に規定する通知を受けるときは、その特許権についての審判の請求の有無を裁判所に通知するものとする。その審判の請求書の却下の決定、審決又は請求の取下げがあつたときも、また同様とする。

第九百八十四條の九第一項中「優先日から一年六月を経過した時又は」及び「時のいずれか遅い時」を削る。

第九百八十四條の十第一項中(優先日から一年六月を経過する以前に国際公開があつたときは、優先日から一年六月を経過した後)及び「(優先日から一年六月を経過する以前に国際公開がされた国際特許出願については、優先日から一年六月を経過した後特許権の設定の登録前)を削る。

第九百八十四條の十二第三項中「以内」の下に「(第九百八十四條の四第一項の規定により翻訳文が提出された外国語特許出願のうち、国内書面提出期間内に出願人から出願審査の請求があつた国際特許出願であつて国際公開がされているものについては、出願審査の請求があつた後を除く)」を加える。

第九百八十四條の十四中「国際特許出願に係る発明について」を削り、者」を「国際特許出願の出願人」に、その国際特許出願に係る」を「第二十九條第一項各号の一に該当するに至つた」に、同条第一項」を「第三十條第一項」に規定する」を「の規定の適用を受けることができる」に改める。

第九百九条中「職員」の下に「又は審判書記官」を加える。

第九百九十五條の二を次のように改める。

(出願審査の請求手数料の減免)

第九百九十五條の二 特許庁長官は、次に掲げる者であつて資力に乏しい者として政令で定める要件に該当する者が、出願審査の請求の手数を納付することが困難であると認めるときは、政令で定めるところにより、自己の特許出願について前条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数を軽減し、又は免除することができる。

一 その発明の発明者又はその相続人
二 その発明が第三十五条第一項の従業者等がした職務発明であつて、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を承継させることが定められて

ら特許を受ける権利を承継した使用者等

第九百九十九條第二項中「事件」の下に「判定の謄本が送達され、又は」を加え、又は審決」を「若しくは審決」に改める。

第二百一十條第二号中「各本条」を「一億円以下」に改める。

第二百一十條中「第九百五十一條」の下に「第七十一條第三項」を加える。